

第8号様式（第27条関係）

大磯町監査公表15号

監査の結果について

地方自治法第199条第4項の規定に基づく監査を実施し、同条第9項の規定により、その結果に関する報告を決定したので次のとおり公表する。

平成30年2月28日

大磯町監査委員 高野澤 均
大磯町監査委員 奥津 勝子

監査結果報告書

1. 監査の種類

定期監査

2. 監査年月日

平成 30 年 1 月 29 日（月）

3. 監査対象の課等

都市建設部建設課

4. 監査の期間、範囲、事務

監査対象期間：平成 29 年度（平成 29 年 4 月 1 日から平成 29 年 11 月 30 日）

監査実施期間：平成 29 年 12 月 13 日～平成 30 年 1 月 29 日

監査範囲：平成 29 年度に係る財務に関する事務の執行及び事務事業の執行

事務方法：平成 29 年度大磯町監査基本計画に基づき実施し、監査対象課から事前に監査資料の提出を求め、書類を監査するとともに、事前調査と関係職員から事情聴取を実施した。

5. 所掌事務の概要

道路、河川及び橋りょう台帳整備と保管、町道の認定、狭あい道路整備、新設改良工事に伴う用地の取得、道路、橋りょう等の新設、改良及び維持管理、農道の維持補修、道路、橋りょう、農道等の災害復旧、国道、県道、県管理河川の整備促進、国、県との連絡調整、地籍調査事業に関する事務等を行っている。

6. 監査結果

平成 29 年度に係る財務に関する事務の執行及び事務事業の執行について、監査した結果、おおむね適正に処理されているものと認められた。

（意見・要望）

- ・国府本郷西小磯 1 号線の事故繰越予算について、未だ完成に至っていないのは、事前の調整の甘さを感じる。早期完成に努められたい。
- ・財産管理について、台帳管理は町の財産の基礎となるため、台帳の適切な管理をお願いしたい。